

## 大学・大学院における日本語教員養成課程について よくある質問

- Q 1) 大学の養成課程であるが、文化庁への届出の必要はありますか。
- A 1) 大学が単位認定をしている課程については、届出の必要はありません。ただし、オープンカレッジなど地域の社会人向けの講座等、大学が日本語教員養成課程として設定しておらず、単位認定をしていない講座で、法務省告示の日本語教育機関での勤務を想定した日本語教員養成のコースの場合は、届出をしていただく必要があります。
- Q 2) 教育実習について、「教育実習」という科目名ではないのですが、変更する必要がありますか。
- A 2) 科目名を変更する必要はありません。成績証明書等において「当該科目が教育実習（1単位）に相当する」ということを分かるようにしていただければ問題ありません。
- Q 3) 教育実習を1単位以上とのことですが、教育実習の内容を検討する際に参考にできるものはありますか。
- A 3) 法務省告示の日本語教育機関での教員の要件とされることから、教育実習については、外国人を対象としたクラス授業における実習が望ましいと言えます。具体的な教育実習の指導項目及び実習内容については、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」の38ページを参照してください。
- Q 4) 現在の日本語教員養成課程の内容が今回の教員の要件を満たすことを確認しましたが、そのことをどのように修了証等の発行書類に明記すれば良いですか。
- A 4) 大学が発行する証明書等において、新基準及び解釈指針が示す日本語教員の要件を満たしていることが確認できることが必要です。そのため、日本語教育に関する課程を修了していることを成績証明書等に明記していただく必要があります。

### 【証明書等記載例】

- 例) 本課程は、日本語教育機関の告示基準（法務省入国管理局平成28年7月22日策定）第1条第1項第13号イで求められた日本語教育に関する教育課程であることを証します。
- 例) 本課程は、日本語教育機関の告示基準（法務省入国管理局平成28年7月22日策定）第1条第1項第13号ロで求められた日本語教育に関する科目26単位以上を修得する教育課程であることを証します。

Q 5) 授業科目が五つの区分のどこに当てはまるかの対応表を大学が発行する修了証書や成績証明書に記載する必要がありますか。

A 5) 証明書等に対応表を掲載する必要はありませんが、法務省や文部科学省あるいは卒業生を採用する日本語教育機関の求めがあれば、対応表を提示いただくこととなりますので、御準備ください。

証明については、大学が発行する証明書等に、当該課程またはコースが法務省告示に定められた日本語教育に関する課程を満たすものであることを記載いただければ結構です。

Q 6) 他大学の学生を科目等履修生として受け入れ、日本語教員養成課程を行うことは可能ですか。その場合、告示基準の要件のどこに該当すると考えれば良いですか。

A 6) 可能です。日本語教員養成課程とは異なる大学の学位（学士等）取得者は、告示基準の第1条第1項13号ホ（「日本語教育機関の告示基準解釈指針」の同号ホ（3）参照）に該当することとなります。

Q 7) 平成30年3月に文化審議会国語分科会から「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」が出されましたが、今後大学における日本語教師養成課程においてはどのように参考にすれば良いでしょうか。

A 7) この報告では、日本語教師養成において必ず学ぶべき項目として、「必須の教育内容」が50示されました。大学における日本語教師養成課程においても、この「必須の教育内容」を含めた科目を設定いただけるように取り組んでいただきたいと思います。